

令和 2 年 11 月 27 日

「大学入試のあり方に関する検討会議」の検討事項に対する意見

全国高等学校長協会長 萩原 聡
(東京都立西高等学校長)

全国の高等学校では、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに高等学校学習指導要領の示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成・実施しているところです。大学入試でその成果を測るにあたっては、公平・公正な制度のもとで選抜が行われなければなりません。

1 英語 4 技能試験について

- 社会の急速なグローバル化の進展の中で、英語力の充実是我が国にとって極めて重要な問題であり、高等学校教育において 4 技能を積極的に使えるようになる英語力を身に付けさせるために英語教育の充実を図ること、その成果を大学入試で測るという方向性や、英語民間検定がこれまで果たしてきた役割については、本協会としても十分理解しています。
- 大学入学共通テストにおける英語民間検定試験の活用に際して、本協会は一貫して「大学入試の枠組みの中の検定試験である以上、生徒が、希望する検定を、希望する日時に、希望する場所で受験できることが条件である。」と発言してきました。
- 昨年 7 月 25 日に文科大臣あてに以下の 6 点の不安を払しょくして実施いただきたいと要望しました。
 - 1 生徒が希望する時期や場所で英語民間検定試験を受けられる見通しが依然として立っていない。
 - 2 都道府県間はもとより、同じ都道府県内でも、受験に対して、地域格差、経済格差があり、それらに対する対応が不十分である。
 - 3 実施団体ごとの検定試験の周知に計画性がなく、未だに詳細が明確になっていない。学校では、今年度中の生徒への指導、来年度の年間行事計画及び生徒への指導計画が立てられない。

4 英語民間検定試験の公平、公正に対する不信が払拭されていない。

特に、英語民間検定試験の実施方法（公開会場での実施・運営方法、CBT による実施方法等）について、採点の方式、結果の周知時期、事故対応等の経験・実績のない実施団体があることなどにより、生徒も教員も不安を募らせている。

5 活用方法を明らかにしていない大学等があり、志望するにあたって不安である。

6 障害のある受験者への配慮が事業者ごとにまちまちである。

- 各大学が総合型選抜や学校推薦型選抜で英語民間検定試験を活用しているものの、一般選抜で英語民間検定試験を活用する場合には、上記 6 点の不安を払しょくすることが必要であると考えます。

2 記述式試験について

- 大学入学共通テストにおける記述式問題の導入は、採点上の課題から、現時点では難しいと考えます。
- これまでと同様に、各大学が一般選抜の個別試験で実施すればよいと考えます。

3 多面的評価及び調査書について

- 「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」の結論を待ちたいと思います。
なお、調査書の電子化に当たっては、指導要録の電子化とともに進めていただくことをお願いします。

4 その他

- 新型コロナウイルス感染症の感染が全国で急拡大しており、大学入学共通テストを始めとする一般選抜がトラブルなく実施できるよう、文部科学省として最善の方策を講じていただきたい。